

## 判決等の調査・分析の状況について

令和 4 年 8 月 8 日

原子力損害賠償紛争審査会事務局

第 56 回原子力損害賠償紛争審査会（令和 4 年 4 月 27 日）を踏まえ、専門委員を任命し、各判決等の詳細な調査・分析を開始した。専門委員による調査・分析においては、紛争審査会で示された「判決の調査・分析に当たっての観点」に基づき、各判決等から考えられる具体的な論点についての調査・分析を進めている。

### 専門委員による調査・分析の論点

紛争審査会で示された「判決の調査・分析に当たっての観点」を踏まえ、現時点では、以下のように論点を整理・詳細化し、調査・分析を行っている。なお、今後の調査・分析の進展に応じ、論点の追加・整理統合がありうる。

#### (1) 各判決の被侵害利益について

各判決が被侵害利益として捉えるものは一様ではなく、いわゆる「平穏生活権」という権利利益を示すものや、その他の権利利益を示すもの、あるいは権利利益という形では明示していないものもある。

そのため、(2) 以下の個別の論点の検討に先立ち、被侵害利益について、各判決の捉え方、被侵害利益や損害に関する伝統的な見解との異同、中間指針との異同等について検討する。

#### (2) 各判決から考えられる具体的な論点

上記(1)の分析も踏まえ、以下の論点について、各判決における損害項目や賠償額の算定方法等、判決間の相違とその要因、中間指針との差異の有無やその要因、類型化の可否等を検討する。

- ・ 「避難を余儀なくされた」ことによる慰謝料
- ・ 故郷の喪失・変容による慰謝料（生活基盤変容慰謝料）
- ・ 自主的避難等による慰謝料

### (3) その他の論点

上記(1)及び(2)における各判決の調査・分析と併せて、以下の論点を検討・考慮する。

- ADRの事例(和解・打切り)から考えられる論点
  
- (2)の各論点に共通するもの
  - ・ 各判決における中間指針等の位置づけ、内容についての評価
  - ・ 係属中の後続の訴訟における損害の認定から影響を受けるような要素があるか。また、既に確定した判決との関係で留意すべき点があるか。

専門委員による各判決等の詳細な調査・分析の状況については、次回の紛争審査会において中間報告を行う予定。

## 判決に係る調査・分析について

令和4年4月27日  
令和4年6月10日別紙改定  
原子力損害賠償紛争審査会事務局

### 1. 調査・分析の必要性

東京電力株式会社福島原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会において、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及び同中間指針の各追補（以下「中間指針等」という。）の見直しも含めた対応の要否について検討を行うに当たり、各判決等を詳細に調査・分析する必要がある。

そのため、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第4条に基づき、専門委員を任命し、上記の調査・分析を行うこととする。

### 2. 調査・分析事項

各判決について、(別紙)の観点から調査・分析を行う。なお、専門委員による調査・分析の過程で、必要に応じて調査・分析事項を追加等する場合がある。

### 3. 調査・分析を行う専門委員の選任の考え方等

- 裁判官経験者、弁護士を含む法律の学識経験者から数名を選任。
  - 中間指針等の策定経緯に知見のある者からも選任。
- ※このほか、調査・分析に当たっては、必要に応じて審査会委員も参画。

### 4. 今後のスケジュール

- 速やかに専門委員の選任及び発令手続きを開始。
- 調査・分析結果が一定程度得られた都度、審査会に報告。(必要に応じ、専門委員が審査会において説明を行う場合もある。)

(別紙) 判決の調査・分析に当たっての観点

- 各判決において、中間指針等の内容についての評価がどうなっているか。
- 中間指針等には示されていない類型化が可能な損害項目や賠償額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か。
  - ✓ 各判決における損害項目や賠償額の算定方法等について、中間指針との差異が生じた要因は何か（必要に応じ事実認定の内容も確認する。）。
  - ✓ 各判決間で共通項として抽出できる要素において、中間指針等には示されていない類型化が可能なものがあるか。（必要に応じ、ADRの事例（和解・打切り）についても、ADRセンターからの情報提供を受けて検討する。）
- 係属中の後続の訴訟における損害の認定から影響を受けるような要素があるか。また、既に確定した判決との関係で留意すべき点があるか。 等

参考

判決に係る調査・分析を担当する専門委員一覧

青野 洋士	公証人
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
日下部 真治	弁護士
末石 倫大	弁護士
米村 滋人	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(五十音順)

(参考) 調査・分析を行う高裁判決

- (1) R2. 3. 12 仙台高裁判決 【いわき訴訟】  
平成 30 年 (ネ) 第 164 号  
(H30. 3. 22 福島地裁いわき支部判決)
  
- (2) R2. 3. 17 東京高裁判決 【小高訴訟】  
平成 30 年 (ネ) 第 2335 号  
(H30. 2. 7 東京地裁判決)
  
- (3) R2. 9. 30 仙台高裁判決 【生業訴訟】  
平成 29 年 (ネ) 第 373 号、令和 2 年 (ネ) 第 56 号、同第 62 号  
(H29. 10. 10 福島地裁判決)
  
- (4) R3. 1. 21 東京高裁判決 【前橋訴訟】  
平成 29 年 (ネ) 第 2620 号  
(H29. 3. 17 前橋地裁判決)
  
- (5) R3. 1. 26 仙台高裁判決 【中通り訴訟】  
令和 2 年 (ネ) 第 123 号  
(R2. 2. 19 福島地裁判決)
  
- (6) R3. 2. 19 東京高裁判決 【千葉訴訟】  
平成 29 年 (ネ) 第 5558 号、平成 30 年 (ネ) 第 2640 号  
(H29. 9. 22 千葉地裁判決)
  
- (7) R3. 9. 29 高松高裁判決 【松山訴訟】  
令和元年 (ネ) 第 164 号、同第 192 号  
(H31. 3. 26 松山地裁判決)